

初診および再診時にかかる「選定療養費」Q&A

Q1.選定療養費とは何ですか？

A. 外来機能の明確化及び医療機関間の連携を推進する観点から、紹介状なしで受診した場合などに、保険適用の診療費とは別にご負担いただく制度です。
一般病床が200床以上の地域医療支援病院は、厚生労働省が定めた料金を徴収することが義務付けられ、当院はこれに該当します。

Q2.初診とはどのような場合のことですか？

A. 「初診」とは、次の場合をいいます。

- ・当院を初めて受診する場合
- ・以前当院を受診したことはあるが、すでに治療期間が終了した後に再び来院した場合
- ・前回、患者さんが任意に診療を中止し、その後改めて受診する場合

Q3.初診時および再診時選定療養費はどのような場合に支払うのですか？

A. 他の医療機関からの紹介状なしで受診された方が対象となります。厚生労働省の定めにより対象外となる場合があります。

Q4.初診時および再診時選定療養費はどのような場合に対象外となりますか？

A. ◎主に以下の場合に対象外となります。

- ・紹介状を持参された方
- ・緊急な診療を必要とされる方
- ・国、地方単独の公費負担医療制度の受給対象者
- ・労働災害・公務災害・交通事故・自費診療の場合
- ・外来受診から入院になられた方など

※急を要しない時間外の受診、患者さんの都合により受診した場合は対象外とならないことがあります。

Q5.再診時選定療養費はどのような場合に支払うのですか？

A. 当院の医師が他の病院・診療所・医院等を紹介したにもかかわらず、患者さんご自身の意で、再度受診された場合には、その都度ご負担いただくことになります。